

プロジェクト 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

I. 本資料の目的

- 2024 年 9 月 20 日に公表した移管指針公開草案第 15 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2024 年 11 月 20 日に締め切られ、14 通のコメント・レター（団体等 7 通、個人 7 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

II. 公開草案を再度公表することの必要性

- 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

したがって、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

- 本公開草案の公表以後、金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 組合等への出資者の子会社株式及び関連会社株式は、本	記載なし。	本公開草案第 132-2 項の定めを適用し、時価をもって評価する対象となる組合等の構成資産に含まれる市場価	本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれるこ

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
公開草案の会計処理の対象外であることの明確化		<p>格のない株式から、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除くことを明確にし、その理由を結論の背景に記載することとした。</p>	<p>とは想定していない。また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされている（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第17項）。</p> <p>これらを踏まえると、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除かれることが考えられる。</p> <p>寄せられたコメントを踏まえ、この点を明確にするために、公開草案の文案の記載をより明確化するための変更を行ったものであり、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。</p>
② 市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために本公開草案第132-2項(1)の要件を設けるべき	本公開草案第132-2項(1)の要件について、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えか	本公開草案第132-2項(1)の要件を設けることとした理由として、組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられたことを結論の背景に追加す	寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案第132-2項(1)の要件を設けた理由をより明確化するための変更であり、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
とした理由の明確化	ら設けた要件であることを記載していた。	ることとした。	
③「時価評価に関する懸念」とはどのような懸念かの明確化	本公開草案第132-2項(2)の要件を設けた理由として、利害関係者からの市場価格のない株式の時価評価についての懸念を一定程度緩和できると考えたことを記載していた。	利害関係者からの市場価格のない株式の時価評価についての懸念とは、監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況に関する懸念であることを結論の背景に追加した。また、合わせて、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できるとして、本公開草案第 132-2 項(2)の要件を設けた理由を結論の背景に追加することとした。	寄せられたコメントを踏まえ、本公開草案の文案における利害関係者からの市場価格のない株式の時価評価についての懸念をより明確化し、本公開草案第 132-2 項(2)の要件を設けた理由をより明確化するための変更であり、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。
④組合等が別の組合等に出資している場合における当該	記載なし。	ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資しているケースの取扱いを結論の背景に記載するこ	寄せられたコメントを踏まえ、公開草案で提案している会計処理の適用方法をより明確化するための変更であ

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
別の組合が保有する市場価格のない株式の取扱いについての明確化		ととした。	り、再度公開草案を公表する必要性はないと考えられる。

5. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見を伺いたい。

以 上